

## 文書質問制度採用の検討に係る調査結果一覧

資料 4

項目名 自治体名	実施実績 (平成30年度～令和3年度)	受付可能時期・対象案件 及び 執行機関の回答期限	回数制限等	質問書・回答書の共有方法 及び 公開方法（会議録への掲載等）	備 考
小平市	<p>【平成30年度】 実績なし</p> <p>【令和元年（平成31年）度】 1人・1件</p> <p>【令和2年度】 2人・2件</p> <p>【令和3年度】 1人・1件</p>	<p>【受付可能時期】 開会中のみ</p> <p>【対象案件】 市政全般</p> <p>【回答期限】 議長が議員から質問書を受理した日 から10日以内（受理日当日中に執行 機関へ展開している）</p>	文書質問の実施回数や質問数等の制 限はない	<p>【共有方法】 タイミングによって異なるが、本会 議における「諸報告」のほか、代表 者会議や議会運営委員会の中で報告 している</p> <p>【公開方法】 ホームページで公開するとともに、 会議録に掲載している</p>	小平市議会基本条例第11条に規定あ り
南丹市	<p>【平成30年度】 1人・1件</p> <p>【令和元年（平成31年）度】 1人・1件</p> <p>【令和2年度】 1人・1件 資料請求1人・1件</p> <p>【令和3年度】 1人・2件</p>	<p>【受付可能時期】 開会中はできない（閉会中のみ）</p> <p>【対象案件】 一般質問の内容に相当するもの</p> <p>【回答期限】 明記なし（速やかに回答するものと している）</p>	文書質問の実施回数や質問数等の制 限はない	<p>【共有方法】 全議員にタブレット端末を配付して いるため、共有フォルダに格納して いる</p> <p>【公開方法】 ホームページで公開している</p>	南丹市議会基本条例第13条に規定あ り
松阪市	<p>【平成30年度】 実績なし</p> <p>【令和元年（平成31年）度】 実績なし</p> <p>【令和2年度】 1人・1件</p> <p>【令和3年度】 実績なし</p>	<p>【受付可能時期】 開会中はできない（閉会中のみ）</p> <p>【対象案件】 一般質問の内容に相当するもの</p> <p>【回答期限】 回答期限は提出議員が設定すること としている。明記がない場合は、2週 間程度</p>	文書質問の実施回数や質問数等の制 限はない	<p>【共有方法】 全議員に質問書と回答書の写しを配 付している</p> <p>【公開方法】 ホームページで公開している</p>	松阪市議会基本条例第11条に規定あ り
加賀市	<p>【平成30年度】 実績なし</p> <p>【令和元年（平成31年）度】 実績なし</p> <p>【令和2年度】 1人・2件</p> <p>【令和3年度】 2人・5件</p>	<p>【受付可能時期】 会期中または閉会中にかかわらず</p> <p>【対象案件】 市の一般事務全て</p> <p>【回答期限】 文書質問を執行機関に依頼した日か ら14日以内</p>	文書質問の実施回数や質問数等の制 限はない	<p>【共有方法】 全議員に質問書と回答書の写しを配 付している</p> <p>【公開方法】 ホームページで公開している</p>	加賀市議会基本条例第9条に規定あり